

介護職員等特定処遇改善加算に関わる職場環境など要件の実施項目について

投稿日：2021年8月8日、最終更新日時：2021年8月8日

介護職員等特定処遇改善加算に係る職場環境等要件の実施項目について

資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指すものに対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援	・職員が介護福祉士又は介護職員初任者研修資格を取得するために、学校や講座受講を受ける時は、施設管理者へ申し出ること。 ・施設管理者は上記の職員について、通学、受講のため有給休暇 公休、シフトの柔軟な対応などの配慮をすること。 ・資格取得を目指す職員に対して、受講料の貸与を行う。
労働環境・処遇の改善	雇用管理改善のため管理者の労働、安全衛生法規、休暇、休暇制度に係る研修受講等による雇用改善対策の充実	・管理者に対しては社労士からの助言を受け、各職員に対しては 会議や委員会の場で労働安全情報の共有を行う事により、有給休暇の取得促進、育休の100%取得の継続を行っている。
	・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減の為の腰痛対策ベルト導入	・職員の腰痛対策や負担軽減の為に腰痛予防研修会や腰痛対策ベルト導入している
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	毎朝夕の申し送り、会議やミーティングにより職員の意見を職場環境に取り入れています。
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	・こころの健康管理として、職員の申請により嘱託医でもある内科医の面談及び助言を頂く等の機会を設けている。 ・施設建物外に喫煙スペースを設けている。
その他	障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮	本人の障害の程度に適した業務を遂行できるよう職場環境、勤務時間及びシフト面にも配慮している。
	非正規職員から正規職員への転換	該当職員の申請により、正規職員としての職務遂行能力がある者に対して面談等により転換を行っている。